

栃市福第394号
平成31年1月8日

都賀地域会議
会長 大塚 紀通 様

栃木市長 大川 秀子

栃木市北部健康福祉センター（仮称）の名称、休館日及び開館時間並びに
供用開始日について（意見聴取）

下記の事項について、栃木市地域づくり推進条例第4条第1項の規定により意見を求めます。

記

1. 意見聴取理由

現在、新築工事を実施している北部健康福祉センター（仮称）は、2019年度（平成31年度）中に指定管理者の指定を行い、2020年度（平成32年度）に開館する予定となっています。

今後、2019年（平成31年）6月定例会に、栃木市健康福祉センター条例の一部改正を上程するにあたり、あらかじめ、名称、休館日及び開館時間並びに供用開始日について、地域会議のご意見をいただくものです。

2. 回答希望時期

平成31年2月28日

お問合せ

保健福祉部 福祉総務課
地域福祉係（神長・田中）

☎ 21-2201